

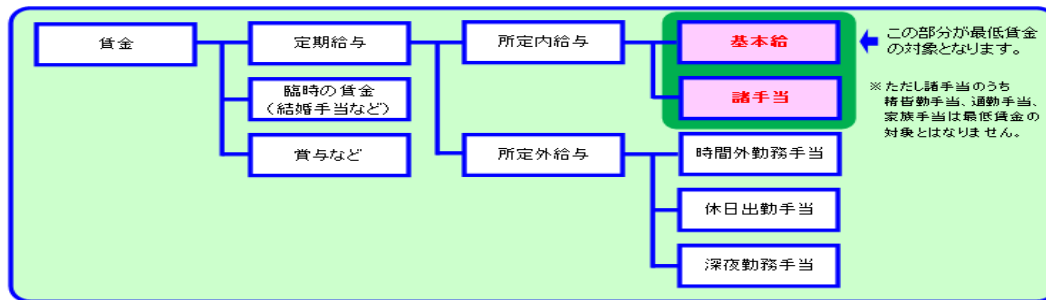


平成29年度の全国地域別最低賃金時間額が確定しました。

今月の事務所だよりでは、主要都市部と中国地方の最低賃金時間額を抽出して掲載します。最低賃金をクリアしているかの判断方法をあわせて掲載しますので、参考にしてください。

主要都市部と中国地方の最低賃金額

都府県名	確定額	県名	確定額
東京都	958円	鳥取県	738円
愛知県	871円	島根県	740円
大阪府	909円	岡山県	781円
福岡県	789円	広島県	818円
		山口県	777円



【最低賃金額以上かどうかを確認する方法】

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- 時間給制の場合
時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合
日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 ≥ 最低賃金額(日額)
- 月給制の場合
月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

【月給制の場合の換算方法1：〇〇県で働くAさんの場合】

基本給	120,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	190,000円
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
〇〇県の最低賃金	850円

〇〇県で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月120,000円、職務手当が月30,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。M月は、時間外手当が35,000円支給され、合計が190,000円となりました。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、〇〇県の最低賃金は時間額850円です。

Aさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

- Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんので、
 $190,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 150,000円$
- この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
 $(150,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 900円 > 850円$ となり、最低賃金額以上となっています。

SATO'S NEWS LETTER

2017年10月号
(No.95)

CONTENTS

- 平成29年度の全国地域別最低賃金時間額が確定しました。……………P.1
- 障害者初回雇用奨励金 ……P.2
- 労災とパワーハラスメント……………P.3
- 過労死等防止キャンペーン……………P.4
- 人事労務ニュース……………P.4
- スタッフ紹介……………P.4

10月の社会保険労務と税

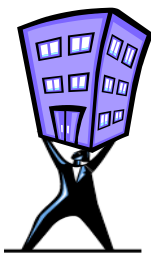
- 10月10日
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出
- 10月31日
- 道府県民税・市町村民税の納付
 - 個人事業税の納付
 - 健康保険・厚生年金の保険料納付
 - 外国人雇用状況の届出

公式 Facebook ページ開設



いいね!

助成金情報



障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)のお知らせ

～始めて障害者を雇用する中小企業に対して助成するものです～

「障害者初回雇用奨励金」

障害者雇用の経験のない中小企業（労働者数 50～300 人）において、障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成する場合に助成するものであり、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的としています。

支給要件： 下記（1）の対象労働者を、（2）の条件により雇入れて、（3）の要件を満たした場合に支給することができます。

- （1）対象労働者 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）で、雇入れ日現在において満 65 歳未満である「求職者」
- （2）雇入れ条件 ①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇入れること
②常時雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れ、本奨励金の支給後も継続して相当期間（2 年以上）雇用することが確実であると認められること
- （3）満たすべき要件 1 人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から 3 ヶ月後までに、雇い入れた対象労働者数が法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること

【参考】法定雇用率達成のために必要な対象労働者数（障害者雇用促進法）

常用労働者数	対象労働者数	常用労働者数	対象労働者数
50～100 人未満	1 人	200～250 人未満	4 人
100～150 人未満	2 人	250～300 人未満	5 人
150～200 人未満	3 人	300 人	6 人

支給額： 1 2 0 万円

受給手続き：

雇入れ完了日（法定雇用率を達成した日）の直後の賃金締切日の翌日から起算した 6 ヶ月後の翌日から 2 ヶ月以内に「障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）支給申請書」に必要な書類を添えて、管轄の労働局へ支給申請する

その他、要件がございますので、詳しくは社会保険労務士法人サトーまで

◆ 職場のパワーハラスメント対策できてますか? ◆

ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給件数が高水準で推移しています

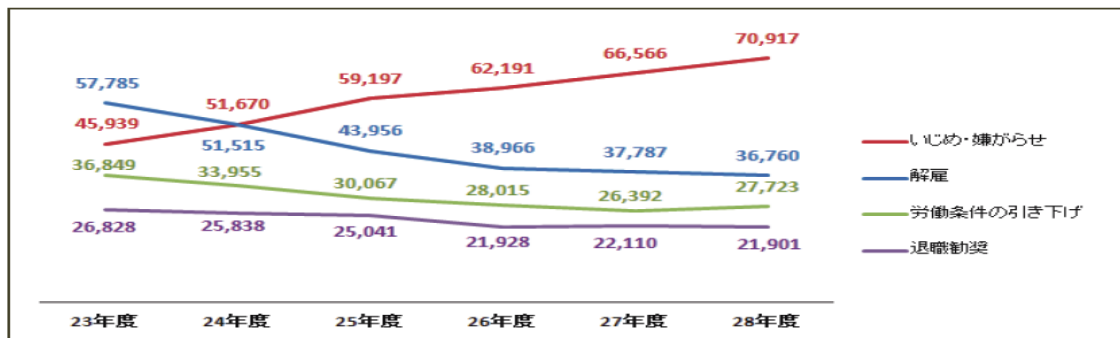
精神障害の労災補償状況

出典:厚生労働省 脳・心臓疾患と精神障害の労災状況

	26年度	27年度	28年度
精神障害の労災補償支給決定件数	497	472	498
嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	69	60	74
上司とのトラブルがあった	21	21	24
同僚とのトラブルがあった	2	2	0
部下とのトラブルがあった	0	1	1

個別労働紛争の相談内容の件数の推移

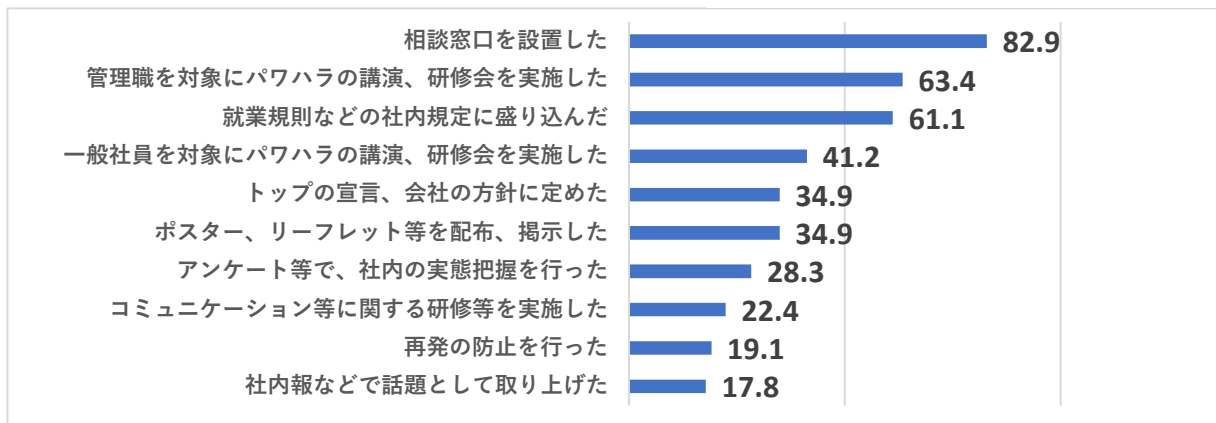
出典:厚生労働省 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況



パワーハラスメントの予防・解決のために実施している取組

出典:厚生労働省

平成28年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査



パワーハラスメント対策の意義

- 1 パワハラを受ける事により、人格を傷つけられ、仕事への意欲や自信を喪失し、心の健康を悪化させ、休職や退職に至る場合もあります。
- 2 仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼしかねません。
- 3 パワハラを行った人も、職場の業績の悪化や社内で自身の信用の低下をもたらし、懲戒処分や訴訟のリスクを抱えることになります。
- 4 企業が裁判によって使用者責任を問われることもあり、イメージダウンにつながりかねません。
- 5 パワハラに取り組むことで、上記の損失だけでなく一人一人の尊厳や人格が尊重される職場づくりが、職場の活性化につながり、仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献します。

※ご不明な点、パワーハラスメント予防についてサトーまでお問い合わせください

合同勉強会のご案内

11

過重労働等防止啓発月間～労基署の重点監督



長時間労働の是正に向けて、法規制や行政による指導監督が強化されています。11月は「過労死等防止啓発月間」として、厚生労働省による下記のようなキャンペーンが実施され、監督署による重点監督が行われます。この機会に、御社の労働時間を総点検しませんか？

- ① 厚生労働大臣による使用者団体への協力要請
- ② 労働局長によるベストプラクティス企業訪問
- ③ **労働基準監督署による重点監督**
- ④ フリーダイヤルによる全国一斉電話相談
- ⑤ 過重労働解消セミナーの実施

監督対象事業場

- ① 長時間の過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場等
- ② 労基署や職安に寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合、送検、公表されます。

人事労務ニュース

●2017-09-15 手当・休暇 正社員と格差「一部違法」

日本郵便の契約社員3人が、正社員と同じ仕事をしているのに手当や休暇制度に格差があるのは労働契約法に違反するとして、同社に計約1,500万円の賠償を求めた訴訟の判決が14日、東京地裁であり、春名茂裁判長は一部の手当や休暇について「不合理な労働条件の相違にあたる」と判断し、同社に計約92万円の支払いを命じた。

●2017-09-06 現金給与総額が0.3%減少 ボーナス減が影響

厚生労働省が7月の「毎月勤労統計調査」を発表し、1人あたりの名目賃金である現金給与総額が37万1,808円（前年同月比0.3%減少）となったことがわかった。前年同月を下回るのは1年2カ月ぶり。基本給に相当する所定内給与は24万2,487円（同0.5%増）と4カ月連続で増加したが、ボーナス等の特別に支払われた給与が2.2%減少した。

スタッフ紹介

杉江 優美

(すぎえ ゆうみ)

血液型：O型

趣味：旅行、映画、飲食



今年の6月に入社し、給与計算を担当しております。学ぶことが多く、刺激のある環境で働くことができ嬉しく思っております。皆様のお役に立てるよう、日々成長していきたいです。今後とも、よろしくお願いいたします。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082(546)2080 FAX：082(546)2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03(5829)8982 FAX：03(5829)8983